

公告第 04-06 号
令和 5 年 2 月 21 日

被保険者 各位

ワークスアプリケーションズグループ健康保険組合
理事長 平 山 俊 大



任意継続被保険者の標準報酬月額について

当健康保険組合の任意継続被保険者の令和 5 年度における保険料算定にかかわる標準報酬月額について、下記のとおりお知らせいたします。

記

【令和 4 年 3 月 31 日以前の資格取得者について】

保険料算定にかかわる標準報酬月額は、次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額といたします。

1. 健康保険法第 47 条第 1 項の規定による令和 4 年 9 月 30 日における当健康保険組合の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

- ・ 令和 4 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額：522, 254 円
- ・ 令和 5 年度における標準報酬月額（等級）：530, 000 円（31 等級）
※前年度 500, 000 円（30 等級） から変更となります。
- ・ 適用期間：令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

2. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額

【令和 4 年 4 月 1 日以降の資格取得者について】

資格を喪失したとき（退職時）の標準報酬月額を適用します。

（健康保険法第 47 条第 2 項及び当組合同規約第 43 条第 2 項の規定による）

以上